

鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第30号

鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

鳥取市町内会集会所新築等補助金交付規則（平成3年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1の」を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び第7条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に補助金の交付の申請のあったものから適用し、同日前に補助金の交付の申請のあったものについては、なお従前の例による。